

生活習慣病管理料Ⅱへの 移行のお知らせ

- これまで「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」を主病で通院の患者さんには、「特定疾患療養管理料」を算定してきました。
- 厚生労働省による診療報酬の改訂で**2024年6月1日**から個人に応じた療養計画書に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う「**生活習慣病管理料Ⅱ**」へ移行致します。

窓口負担に係る金額の変更について

2024年5月31日まで	
再診料	73点
外来管理加算	52点
特定疾患療養指導管理料	225点
特定疾患処方管理加算2	66点
処方箋料	68点
合計	484点



2024年6月1日から	
再診料	75点
なし	
生活習慣病管理料Ⅱ	333点
なし	
処方箋料	60点
合計	468点

- 各患者様の病状に応じた療養計画書を作成し、初回のみ**ご署名をいただきます**。以前と比較して診察にお時間がかかる場合が想定されますが、ご理解の程お願い申し上げます。

よろしくお願ひします

かりゆしクリニック

